

長野工業高等専門学校運営会議規則

最終改正 令和5年3月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、本校運営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、校長の諮問に応じ、本校における管理運営等に関する事項を審議し、校務の円滑な運営を図るものとする。

(審議)

第3条 会議は、執行会議において審議する事項のうち、校長が調整を必要と認めた事項について審議する。

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 各系長及びリベラルアーツ教育院長
- 四 その他校長が必要と認める者

(議長及び会議の招集等)

第5条 会議は、校長が召集し、その議長となる。

- 2 議長に事故あるときは、副校長のうち、あらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要あると認めたときは、第4条に規定する構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 会議は、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会議の構成員及びその他の教職員の中から校長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、校長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校運営会議規程（平成7年6月6日制定）、長野工業高等専門学校将来計画委員会規程（昭和60年10月24日施行）、長野工業高等専門学校情報公開委員会規程（平成13年5月17日制定）、長野工業高等専門学校情報公開委員会開示・不開示等検討小委員会内規（平成13年5月17日制定）及び自己点検評価委員会規程（平成4年9月7日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。（副校長の職務変更（第4条））

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 4 日 一部改正）

この規則は、令和 4 年 7 月 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 16 日 一部改正）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。